

- (注1) 演題発表の取り消しを希望される場合は、一般社団法人日本認知症ケア学会事務センターに、本様式を簡易書留にてご郵送ください。簡易書留によらず普通郵便等で発送し、到着しない等の事項が発生した場合、演題発表の取り消しは行えません。
- (注2) 本様式提出後、演題発表辞退の取り消しを行うことはできません。
- (注3) 2018年3月31日(必着)までに、本様式の提出がない場合、抄録掲載の取り消しを行うことができません。あらかじめご了承ください。